

第153期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

株式会社 百十四銀行

当行の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|------------------------------|--|----------------|
| 取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く) | イ 2014年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2014年7月25日 ②新株予約権の数：114個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 1,140株 ④新株予約権の行使期間：2014年7月26日～2044年7月25日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 | 1名 |
| | ロ 2015年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2015年7月24日 ②新株予約権の数：172個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 1,720株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月25日～2045年7月24日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 | 2名 |
| | ハ 2016年ストックオプション ①新株予約権の割当日：2016年7月26日 ②新株予約権の数：368個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,680株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月27日～2046年7月26日 ⑤権利行使価額：1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 | 2名 |
| 社外取締役 (監査等委員であるものを除く) | — | — |
| 監査等委員である取締役 | — | — |

(注) 2018年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第153期株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | |
|--------------------------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 37,322 | 24,920 | 24,920 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 37,322 | 24,920 | 24,920 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 自己株式の処分 | | | |
| 土地再評価 差額金取崩額 | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — |
| 当期末残高 | 37,322 | 24,920 | 24,920 |

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------------|---------|-------------|-------------|--------|---------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | | | |
| | | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 12,402 | 273 | 148,661 | 3,244 | 164,581 | △2,071 | 224,752 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △55 | △55 | | △55 | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 12,402 | 273 | 148,661 | 3,189 | 164,526 | △2,071 | 224,697 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △1,774 | △1,774 | | △1,774 | |
| 当期純利益 | | | | 10,805 | 10,805 | | 10,805 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 | △1 | |
| 自己株式の処分 | | | | △7 | △7 | 43 | 36 | |
| 土地再評価 差額金取崩額 | | | | 0 | 0 | | 0 | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 9,024 | 9,024 | 41 | 9,066 | |
| 当期末残高 | 12,402 | 273 | 148,661 | 12,213 | 173,550 | △2,030 | 233,763 | |

次頁へ続く

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 42,321 | 2,720 | 7,928 | 52,971 | 41 | 277,765 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 4 | | 4 | | △51 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 42,321 | 2,724 | 7,928 | 52,975 | 41 | 277,713 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,774 |
| 当期純利益 | | | | | | 10,805 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 36 |
| 土地再評価 差額金取崩額 | | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | △16,742 | △113 | △0 | △16,856 | △19 | △16,876 |
| 当期変動額合計 | △16,742 | △113 | △0 | △16,856 | △19 | △7,809 |
| 当期末残高 | 25,579 | 2,611 | 7,927 | 36,118 | 21 | 269,903 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～50年 その他 5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、その他有価証券（債券）の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,906百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：各発生時に全額損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等の金融サービスに係る役務提供により計上される収益であり、当該役務提供により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産について、ヘッジ対象(日本国債及び米国債)とヘッジ手段(金利スワップ取引)を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等（外国証券及び外貨貸出）に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（日本公認会計士協会実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…有価証券

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. その他採用した重要な会計方針

投資信託（除くETF）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益3,092百万円を計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が54百万円減少、その他資産が132百万円減少、その他負債が60百万円減少、繰延税金負債が22百万円減少、繰延ヘッジ損益が4百万円増加、1株当たり純資産額が1円71銭減少しております。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金)

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額
貸倒引当金 15,985百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸出金等の回収可能性は、主として国内外の景気動向、地元香川県を中心に広域店舗網が存在する地域で事業を営む債務者の経営状況、担保不動産の下落及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により変動します。そのため、債務者区分ごとに将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」〔6. 引当金の計上基準〕〔(1) 貸倒引当金〕に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出における主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」及び「新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期」であります。

「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」は、地域経済の状況の変化の把握、債務者ごとの経営改善計画等の進捗状況等に基づく債務返済能力を個別に評価しております。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期」は、ワクチン接種が進んだことにより今後1年程度で収束し、国や地方公共団体の積極的な財政政策等を背景に経済活動が徐々に正常化するとの仮定を置き、債務者ごとへの影響を勘案しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は債務者を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否等によって影響を受けることになるため不確実性を伴います。したがって、当初の見積りに用いた仮定の変化により、想定していなかった大口債務者の業績悪化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の悪化等が生じた場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「当行取締役」という。）を対象とした、役員報酬B I P信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は257百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数は87千株、期中平均株式数は88千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,373百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に28,327百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|--------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,711百万円 |
| 危険債権額 | 29,886百万円 |
| 要管理債権額 | 27,111百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 111百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 27,000百万円 |
| 小計額 | 61,709百万円 |
| 正常債権額 | 3,155,269百万円 |
| 合計額 | 3,216,979百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,848百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 484,461百万円 |
| | 貸出金 | 256,221百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金 | 17,212百万円 |
| | 債券貸借取引受入担保金 | 12,696百万円 |
| | 借入金 | 678,399百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券372百万円及びその他資産（金融商品等差入担保金）30,000百万円を差し入れております。

また、子会社及び子法人等の借入金等の担保に供している資産はありません。

なお、その他資産には、上記のほか、金融商品等差入担保金（為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れているものを除く）6,710百万円、保証金及び敷金1,545百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,002,736百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが912,769百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,331百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 31,999百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,452百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,354百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 11,014百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 16,603百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金又は利益準備金の計上額はありませぬ。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 356百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 184百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 51百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | -百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 43百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 1,234百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,165百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | -百万円 |

2. 当事業年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額72百万円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

| 場 所 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 (百万円) | 減損損失の内訳 | | |
|------|---------------|---------------|---------------|---------|------|------|
| | | | | うち土地 | うち建物 | うち動産 |
| 香川県内 | 営業用資産 10か所 | 土地、建物 及び動産 | 57 | 47 | 8 | 1 |
| | 遊休資産 9か所 | 土地 | 10 | 10 | - | - |
| 香川県外 | 営業用資産 4か所 | 建物及び動産 | 5 | - | 4 | 0 |
| | 遊休資産 1か所 | 土地 | 0 | 0 | - | - |
| 合 計 | | | 72 | 57 | 12 | 2 |

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額による場合は「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除し算出しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 517 | 1 | 11 | 506 | 注1,2,3 |
| 合計 | 517 | 1 | 11 | 506 | |

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する自社の株式がそれぞれ92千株、87千株含まれております。
2. 自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
3. 自己株式数の減少11千株は、新株予約権の権利行使による減少6千株、役員報酬B I P信託から対象者への交付による減少5千株及び単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)
該当ありません。
3. 子会社株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | - | - | - |
| 関連法人等株式 | - | - | - |
| 合計 | - | - | - |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------|-------------------|
| 子会社株式 | 2,323 |
| 関連法人等株式 | 50 |

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------------|-----|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの | 株 式 | 103,637 | 45,699 | 57,937 |
| | 債 券 | 213,548 | 212,817 | 731 |
| | 国 債 | 101,451 | 101,267 | 183 |
| | 地方債 | 69,188 | 68,754 | 434 |
| | 社 債 | 42,908 | 42,794 | 114 |
| | その他 | 74,898 | 72,224 | 2,674 |
| | 小 計 | 392,084 | 330,740 | 61,344 |
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの | 株 式 | 10,638 | 12,126 | △1,487 |
| | 債 券 | 630,661 | 641,551 | △10,890 |
| | 国 債 | 141,026 | 146,493 | △5,466 |
| | 地方債 | 314,032 | 317,764 | △3,732 |
| | 社 債 | 175,602 | 177,293 | △1,690 |
| | その他 | 234,946 | 247,285 | △12,338 |
| | 小 計 | 876,246 | 900,962 | △24,716 |
| 合 計 | | 1,268,331 | 1,231,703 | 36,627 |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------------------|-------------------|
| 非上場株式 (* 1) (* 2) | 2,460 |
| 組合出資金等 (* 3) (* 4) | 3,292 |

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 当事業年度において、組合出資金について3百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株 式 | 6,079 | 2,308 | 692 |
| 債 券 | 207,056 | 364 | 743 |
| 国 債 | 43,957 | 115 | 563 |
| 地方債 | 138,608 | 236 | 174 |
| 社 債 | 24,490 | 13 | 5 |
| その他 | 234,629 | 2,607 | 7,184 |
| 合 計 | 447,765 | 5,281 | 8,620 |

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は、過去の一定期間における時価の推移及び当該発行会社の業績等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 7,513百万円 |
| 貸倒引当金 | 6,209 |
| 退職給付引当金 | 1,664 |
| 減価償却費 | 1,067 |
| 賞与引当金 | 468 |
| 有価証券評価損 | 322 |
| その他 | 1,961 |
| 繰延税金資産小計 | 19,207 |
| 評価性引当額 | △6,072 |
| 繰延税金資産合計 | 13,135 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △18,561 |
| 繰延ヘッジ利益 | △1,175 |
| その他 | △138 |
| 繰延税金負債合計 | △19,876 |
| 繰延税金資産の純額 | △6,740百万円 |

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|--------------------|------------------------|-----------|-----------|------|-----------|
| 子会社等 | 百十四総合保証株式会社 | 所有 直接 42.86% | 各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任 | ローン債権の被保証 | 451,703 | — | — |
| | | | | 保証料の支払 | 717 | 未払費用 | 60 |
| | | | | 代位弁済受入額 | 567 | — | — |

(注)保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し決定しております。

(1株当たり情報)

| | |
|---------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額 | 9,150円59銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 366円41銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 366円31銭 |

(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は87千株であります。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は88千株であります。

(ストック・オプション関係)

ストック・オプションに関する注記事項については連結計算書類に記載しているため記載を省略しております。

(ご参考)

信託財産残高表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|-----------|-----|---------|-----|
| 信 託 受 益 権 | 11 | 金 銭 信 託 | 199 |
| 現 金 預 け 金 | 187 | | |
| 合 計 | 199 | 合 計 | 199 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産－百万円
3. 元本補てん契約のある信託については、2022年3月31日現在取扱残高はありません。

第153期連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 37,322 | 30,486 | 173,620 | △2,071 | 239,357 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △97 | | △97 |
| 会計方針の変更を反映 した当期首残高 | 37,322 | 30,486 | 173,523 | △2,071 | 239,260 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,774 | | △1,774 |
| 親会社株主に帰属す る当期純利益 | | | 11,702 | | 11,702 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | | △7 | 43 | 36 |
| 土地再評価 差額金取崩額 | | | 0 | | 0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 9,921 | 41 | 9,963 |
| 当期末残高 | 37,322 | 30,486 | 183,444 | △2,030 | 249,223 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 退職給付に 係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 42,595 | 2,720 | 7,928 | △945 | 52,299 | 41 | 291,699 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | 4 | | | 4 | | △93 |
| 会計方針の変更を反映 した当期首残高 | 42,595 | 2,724 | 7,928 | △945 | 52,303 | 41 | 291,605 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,774 |
| 親会社株主に帰属す る当期純利益 | | | | | | | 11,702 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 36 |
| 土地再評価 差額金取崩額 | | | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | △16,703 | △113 | △0 | △394 | △17,212 | △19 | △17,231 |
| 当期変動額合計 | △16,703 | △113 | △0 | △394 | △17,212 | △19 | △7,268 |
| 当期末残高 | 25,891 | 2,611 | 7,927 | △1,339 | 35,091 | 21 | 284,336 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 9社
会社名

日本橋不動産 株式会社
百十四ビジネスサービス 株式会社
株式会社 百十四人材センター
百十四財田代理店 株式会社
株式会社 百十四システムサービス
株式会社 百十四ジェーシービーカード
株式会社 百十四ディーシーカード
百十四総合保証 株式会社
百十四リース 株式会社

なお、百十四財田代理店株式会社は2022年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であります。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

四国アライアンスキャピタル 株式会社、Shikokuブランド 株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年 その他 5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額

から直接減額しており、その金額は8,906百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：各発生時に全額損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、その他有価証券（債券）の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。

13. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等の金融サービスに係る役務提供により計上される収益であり、当該役務提供により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産について、ヘッジ対象（日本国債及び米国債）とヘッジ手段（金利スワップ取引）を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等（外国証券及び外貨貸出）に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

（[LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い]を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、[LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い]（日本公認会計士協会実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・繰延ヘッジ

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・有価証券

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺

15. その他採用した重要な会計方針

投資信託（除くETF）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益3,092百万円を計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が54百万円減少、その他資産が132百万円減少、その他負債が60百万円減少、繰延税金負債が22百万円減少、繰延ヘッジ損益が4百万円増加、1株当たり純資産額が1円71銭減少しております。

重要な会計上の見積り

(貸倒引当金)

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額
貸倒引当金 18,285百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸出金等の回収可能性は、主として国内外の景気動向、地元香川県を中心に広域店舗網が存在する地域で事業を営む債務者の経営状況、担保不動産の下落及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により変動します。そのため、債務者区分ごとに将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」[5. 貸倒引当金の計上基準]に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金の算出における主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」及び「新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期」であります。

「債務者区分の判定における債務者ごとの将来の業績見通し」は、地域経済の状況の変化の把握、債務者ごとの経営改善計画等の進捗状況等に基づく債務返済能力を個別に評価しております。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期」は、ワクチン接種が進んだことにより今後1年程度で収束し、国や地方公共団体の積極的な財政政策等を背景に経済活動が徐々に正常化するとの仮定を置き、債務者ごとへの影響を勘案しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は債務者を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否等によって影響を受けることになるため不確実性を伴います。したがって、当初の見積りに用いた仮定の変化により、想定していなかった大口債務者の業況悪化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の悪化等が生じた場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員報酬B I P 信託)

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「当行取締役」という。）を対象とした、役員報酬B I P 信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P 信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行取締役の退任時に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は257百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数は87千株、期中平均株式数は88千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式総額 50百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に28,327百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|--------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,435百万円 |
| 危険債権額 | 29,930百万円 |
| 要管理債権額 | 27,112百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 111百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 27,000百万円 |
| 小計額 | 62,478百万円 |
| 正常債権額 | 3,149,563百万円 |
| 合計額 | 3,212,042百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,848百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 484,461百万円 |
| | 貸出金 | 256,221百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金 | 17,212百万円 |
| | 債券貸借取引受入担保金 | 12,696百万円 |
| | 借入金 | 678,399百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券372百万円及びその他資産（金融商品等差入担保金）30,000百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、上記のほか、金融商品等差入担保金（為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れているものを除く）6,710百万円、保証金及び敷金1,055百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,009,060百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが919,092百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

| | |
|-------------------|-----------|
| 8. 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,331百万円 |
| 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 37,546百万円 |
| | 2,452百万円 |

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,354百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、リース原価6,255百万円及び貸出金償却1,912百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額72百万円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

| 場 所 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 (百万円) | 減損損失の内訳 | | |
|------|---------------|---------------|---------------|---------|------|------|
| | | | | うち土地 | うち建物 | うち動産 |
| 香川県内 | 営業用資産 10か所 | 土地、建物 及び動産 | 57 | 47 | 8 | 1 |
| | 遊休資産 9か所 | 土地 | 10 | 10 | — | — |
| 香川県外 | 営業用資産 4か所 | 建物及び動産 | 5 | — | 4 | 0 |
| | 遊休資産 1か所 | 土地 | 0 | 0 | — | — |
| 合 計 | | | 72 | 57 | 12 | 2 |

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額による場合は「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除し算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計 年度末株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|--------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 30,000 | — | — | 30,000 | |
| 合 計 | 30,000 | — | — | 30,000 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 517 | 1 | 11 | 506 | 注1,2,3 |
| 合 計 | 517 | 1 | 11 | 506 | |

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する自社の株式がそれぞれ92千株、87千株含まれております。
2. 自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
3. 自己株式数の減少11千株は、新株予約権の権利行使による減少6千株、役員報酬B I P信託から対象者への交付による減少5千株及び単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) | 摘要 | |
|-----|---------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|----|-------------|
| | | | 当 会 度 | 連 計 期 首 | 結 年 末 | 当 会 度 | 連 計 期 首 | 結 年 末 | | | 当 会 度 |
| 当行 | ストック・オプションとしての新株予約権 | | | | | | — | | | 21 | |
| 合 計 | | | | | | | — | | | 21 | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 2021年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 887 | 30.0 | 2021年3月31日 | 2021年6月30日 |
| 2021年11月9日 取締役会 | 普通株式 | 887 | 30.0 | 2021年9月30日 | 2021年12月10日 |
| 合 計 | | 1,774 | | | |

(注) 2021年6月29日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金2百万円が含まれております。また、2021年11月9日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2022年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,183 | 利益剰余金 | 40.0 | 2022年3月31日 | 2022年6月30日 |

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金3百万円が含まれておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。このため、保有する金融商品のリスクに見合った収益の獲得をはかりつつ、リスクを経営体力の範囲内に収めるため、金融商品に係るさまざまなリスクを可能な限り統計的な手法で計量化し、リスク量に見合った資本（リスク資本）をリスク区分ごとに割り当て、リスク・リターンをモニタリングする「資本配賦制度」を導入する「統合的リスク管理」を実践し、経営全体としての安定性と健全性の確保をはかりつつ効率性の向上につとめております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金と有価証券であります。

貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、信用リスク、金利リスク、及び為替リスクに晒されております。貸出金がある特定の企業・グループや業種に過度に集中した場合、当行グループの自己資本を大きく毀損させる可能性があるため、それぞれ上限額等を設定し、その遵守状況を監視することにより、過度な集中を未然に防止する体制としております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び出資金を、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。また、一部の債券については売買目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、及び為替リスクに晒されております。なお、有価証券には、市場流動性に乏しい私募債、非上場株式、出資金が含まれております。

一方、金融負債は、主に国内の法人及び個人からの預金であり、金利リスク、為替リスク、及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連と通貨関連のスワップ取引、オプション取引、先物・先渡取引、キャップ取引等を行っております。これらは、主に対顧客取引とそのカバー目的の取引であり、それぞれ金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、及び取引相手の信用リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価につきましても、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、外貨建金融資産から生じる為替リスクに対するヘッジを目的として締結している通貨スワップ取引と為替スワップ取引は、「業種別委員会実務指針第25号」に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジ取引については、ヘッジ対象である外貨建金融資産額に見合うポジションが存在することの確認により、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（信用リスク管理部会）において、信用リスクの状況を把握するとともに管理態勢等の整備を行っております。

また、リスク統括部を信用リスク管理部署として、内部格付制度の設計及び検証、信用リスク量の計測、与信限度額の設定・管理等を行っております。

②市場リスクの管理

当行グループでは、「市場リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（市

場リスク管理部会)において、市場リスクの状況を把握するとともに管理態勢等の整備を行っております。また、ALM(資産負債の総合管理)体制を整備し、収益管理委員会(予算ALM部会)において、把握したリスクを踏まえて中長期的な収益の安定化やリスクへの対応策の協議を行っております。

さらに、市場取引実施部署(市場国際部)において、市場取引執行(フロントオフィス)、事務管理(バックオフィス)及び市場リスク管理(ミドルオフィス)をそれぞれ担当するセクションに分離して相互牽制機能が働く体制としたうえで、リスク統括部が市場リスク全体を統括管理しております。

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、有価証券投資やデリバティブ取引など市場で取引を行うものに関しては、必要に応じてポジションや損益に限度額を定めて管理しております。なお、ALMの観点から、金利リスクをヘッジするために金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行うこともあります。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、ポジションや損益について限度額を定め、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、価格変動リスクについて、統計的手法によりリスク量を計測し、管理しております。また、トレーディング取引については、ポジションや損益に限度額を定めて管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループは、商品有価証券取引及び金利先物取引等の金利リスク、並びに外国為替取引等の為替リスクに関するVaR(損失額の推計値)を、ヒストリカル法(保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により計測しており、2022年3月31日(当期の連結決算日)現在、トレーディング目的の金融商品のVaRは11百万円となっております。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループは、貸出金、投資有価証券、預金、銀行間取引、及び金利スワップ等の金利リスク、並びに上場株式及び投資信託の価格変動リスク等に関するVaRを、ヒストリカル法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により計測しております。

2022年3月31日現在、トレーディング目的以外の金融商品のVaRは57,708百万円となっております。

(ウ) VaRについて

当行グループは、計測モデルの妥当性を検証するために、モデルが算出する「VaR」と仮想損益(VaR計測時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと仮定される損益)を比較するバックテストを実施しております。

なお、ヒストリカル法によるVaRは、過去のマーケットデータの変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであり、観測期間に存在しないほどの大きな市場変動によるリスクは捕捉することができません。これを補完するため、VaRによる管理に加えてストレステストを定期的を実施しております。

③流動性リスクの管理

当行グループでは、「流動性リスク管理規定」及び関連文書を定め、流動性リスクの管理を行っております。また、資金繰りに影響を及ぼすような不測の事態が発生した場合にも速

やかに対応できるよう、「流動性危機時対応規定」を定め、「警戒時」、「流動性危機時」に分けた事態を想定し、適時適切な対応を取ることができる態勢を整備しております。

流動性リスク管理部（市場国際部）は、日次、月次などの資金繰り予想を行うとともに、十分な流動性準備を確保するなど、運用・調達構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを実施しております。また、流動性リスクに影響を及ぼすと考えられる内生的・外生的要因を考慮し、流動性リスクの状況の把握、分析、評価、モニタリングを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,268,855 | 1,268,855 | — |
| (2) 貸出金 | 3,159,889 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △16,737 | | |
| | 3,143,152 | 3,141,889 | △1,262 |
| 資 産 計 | 4,412,007 | 4,410,745 | △1,262 |
| (1) 預金 | 4,558,239 | 4,558,378 | 139 |
| (2) 譲渡性預金 | 74,576 | 74,579 | 2 |
| (3) 借入金 | 700,615 | 700,571 | △43 |
| 負 債 計 | 5,333,430 | 5,333,529 | 98 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (389) | (389) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 513 | 513 | — |
| デリバティブ取引計 | 123 | 123 | — |

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------------|------------|
| 非上場株式 (* 1) (* 2) | 2,730 |
| 組合出資金等 (* 3) (* 4) | 3,292 |

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 当連結会計年度において、組合出資金について3百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期 があるもの | 56,976 | 84,907 | 195,123 | 107,398 | 450,250 | 188,994 |
| 貸出金 (*) | 1,116,427 | 536,958 | 386,930 | 274,686 | 292,236 | 505,709 |
| 合 計 | 1,173,404 | 621,865 | 582,054 | 382,084 | 742,486 | 694,704 |

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの35,324百万円、期間の定めのないもの11,617百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(*) | 4,359,368 | 182,310 | 6,220 | 137 | 10,202 | — |
| 譲渡性預金 | 74,536 | 40 | — | — | — | — |
| 借入金 | 424,827 | 94,239 | 179,641 | 1,336 | 289 | 281 |
| 合計 | 4,858,731 | 276,589 | 185,861 | 1,473 | 10,492 | 281 |

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-----------|---------|---------|--------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債 | 242,477 | — | — | 242,477 |
| 地方債 | — | 383,220 | — | 383,220 |
| 社債 | — | 192,145 | 26,365 | 218,511 |
| 株式 | 114,799 | — | — | 114,799 |
| その他 | 26,544 | 88,879 | 15,170 | 130,594 |
| 資産計 | 383,821 | 664,246 | 41,535 | 1,089,603 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 金利関連 | — | 3,870 | — | 3,870 |
| 通貨関連 | — | △3,746 | — | △3,746 |
| デリバティブ取引計 | — | 123 | — | 123 |

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は179,251百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位:百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 貸出金 | — | — | 3,141,889 | 3,141,889 |
| 資産計 | — | — | 3,141,889 | 3,141,889 |
| 預金 | — | 4,558,378 | — | 4,558,378 |
| 譲渡性預金 | — | 74,579 | — | 74,579 |
| 借入金 | — | 700,571 | — | 700,571 |
| 負債計 | — | 5,333,529 | — | 5,333,529 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等の第三者から入手した評価価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはTIBOR、国債利回り、SWAPレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(6ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び

子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

店頭取引については、金利や為替レート、ボラティリティ等のインプットを用いて、現在価値技法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できないインプット | インプットの範囲 | インプットの加重平均 |
|---------|--------|----------------|---------------|------------|
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 私募債 | 現在価値技法 | 信用スプレッド | 0.04% — 0.27% | 0.08% |

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 期首残高 | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却、発行及び決済の純額 | レベル3の時価への振替 (*2) | レベル3の時価からの振替 (*3) | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 |
|---------|--------|-----------------|-------------|-----------------|------------------|-------------------|--------|---|
| | | 損益に計上 (*1) | その他の包括利益に計上 | | | | | |
| 有価証券 | | | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | | | |
| 私募債 | 23,378 | 0 | △27 | 3,014 | — | — | 26,365 | — |
| 仕組債 | 36,964 | △1,597 | 1,279 | △21,477 | — | — | 15,170 | — |

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部署及びミドル部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。バック部門にて算定された時価は、ミドル部門にて、時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部署に報告され、時価の算定方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、観察可能なインプットを用いて、当行グループにて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、私募債のクーポンレートに含まれる上乗せ金利であり、過去1年間の発行実績をもとに算定した推定値であります。信用スプレッドの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

| | 種 類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|--------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | 株式 | 104,155 | 45,784 | 58,371 |
| | 債券 | 213,548 | 212,817 | 731 |
| | 国 債 | 101,451 | 101,267 | 183 |
| | 地方債 | 69,188 | 68,754 | 434 |
| | 社 債 | 42,908 | 42,794 | 114 |
| | その他 | 74,898 | 72,224 | 2,674 |
| | 小 計 | 392,603 | 330,825 | 61,778 |
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | 株式 | 10,643 | 12,132 | △1,488 |
| | 債券 | 630,661 | 641,551 | △10,890 |
| | 国 債 | 141,026 | 146,493 | △5,466 |
| | 地方債 | 314,032 | 317,764 | △3,732 |
| | 社 債 | 175,602 | 177,293 | △1,690 |
| | その他 | 234,946 | 247,285 | △12,338 |
| | 小 計 | 876,251 | 900,969 | △24,717 |
| 合 計 | | 1,268,855 | 1,231,794 | 37,060 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 6,079 | 2,308 | 692 |
| 債券 | 207,056 | 364 | 743 |
| 国 債 | 43,957 | 115 | 563 |
| 地方債 | 138,608 | 236 | 174 |
| 社 債 | 24,490 | 13 | 5 |
| その他 | 234,629 | 2,607 | 7,184 |
| 合 計 | 447,765 | 5,281 | 8,620 |

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は、過去の一定期間における時価の推移及び当該発行会社の業績等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| 区分 | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 経常収益 | 73,092 |
| うち役務取引等収益 | 12,190 |
| 為替業務 | 3,055 |
| 預金・貸出業務 | 2,415 |
| 証券関連業務 | 1,753 |
| 保証業務 | 387 |
| 代理業務 | 94 |
| その他業務 | 4,483 |

(注)上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額 | 9,639円96銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 396円83銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 396円72銭 |

(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は87千株であります。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は88千株であります。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 一百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 2012年ストック・オプション |
|---------------------------|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役 10名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) | 普通株式 17,500株 |
| 付与日 | 2012年7月24日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 2012年7月25日から2042年7月24日まで |
| | 2013年ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役 10名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) | 普通株式 17,250株 |
| 付与日 | 2013年7月23日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 2013年7月24日から2043年7月23日まで |
| | 2014年ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役(社外取締役を除く) 10名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) | 普通株式 13,660株 |
| 付与日 | 2014年7月25日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 2014年7月26日から2044年7月25日まで |
| | 2015年ストック・オプション |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役(社外取締役を除く) 9名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) | 普通株式 9,430株 |
| 付与日 | 2015年7月24日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 2015年7月25日から2045年7月24日まで |

| | 2016年ストック・オプション |
|---------------------------|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役(社外取締役を除く) 8名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) | 普通株式 13,770株 |
| 付与日 | 2016年7月26日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 2016年7月27日から2046年7月26日まで |

(注) 2018年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

| | 2012年 ストック・オプション | 2013年 ストック・オプション | 2014年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 1,460 | 1,440 | 2,280 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | 1,460 | 1,440 | 1,140 |
| 未確定残 | — | — | 1,140 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | 1,460 | 1,440 | 1,140 |
| 権利行使 | 1,460 | 1,440 | 1,140 |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

| | 2015年 ストック・オプション | 2016年 ストック・オプション |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | 2,580 | 5,160 |
| 付与 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | 860 | 1,480 |
| 未確定残 | 1,720 | 3,680 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | — | — |
| 権利確定 | 860 | 1,480 |
| 権利行使 | 860 | 1,480 |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

(注) 2018年10月1日付株式併合 (10株につき1株の割合) による併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

| | 2012年 ストック・オプション | | 2013年 ストック・オプション | | 2014年 ストック・オプション | |
|--------------------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|
| 権利行使価格 | 1株当たり | 1円 | 1株当たり | 1円 | 1株当たり | 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり | 1,462円 | 1株当たり | 1,462円 | 1株当たり | 1,462円 |
| 付与日における 公正な評価単価 | 1株当たり | 2,560円 | 1株当たり | 3,210円 | 1株当たり | 3,350円 |

| | 2015年 ストック・オプション | | 2016年 ストック・オプション | |
|--------------------|---------------------|--------|---------------------|--------|
| 権利行使価格 | 1株当たり | 1円 | 1株当たり | 1円 |
| 行使時平均株価 | 1株当たり | 1,462円 | 1株当たり | 1,462円 |
| 付与日における 公正な評価単価 | 1株当たり | 4,090円 | 1株当たり | 2,850円 |

(注) 2018年10月1日付株式併合 (10株につき1株の割合) による併合後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。
4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。